

市議会の役割

①市議会とは

私たちの松江市を住みよい豊かな「まち」にするためには、私たち一人ひとりが「まちづくり」について考え、みんなで話し合っただけで進めていくことが、本来の市民自治の望ましい姿です。しかし、現実問題として、あらゆる方面にわたることがらを市民全員が一箇所に集まって話し合うことはできません。

そこで私たちは代表者を選び、その代表者に、自分たちの代わりによりよい「まちづくり」のために働いてもらうこととなります。その代表が議員です。その議員が集まって構成される市議会は、市の予算やきまり(条例)など、市政を進めるうえで大切なことを決める役割を持っています。

②市議会と市長

市議会は市政を進めていくうえで大切なことがらを決める議決機関です。

一方、実際の市政を進めていくのは市長です。こちらは執行機関といえます。

たとえば市長が新しい事業を行うための予算を提案しても、市議会の議決がなければ執行することはできません。市議会と市長の関係はよく車の両輪にたとえられ、両者はお互いに独立した立場にあって、協力しながら、市民にとってよりよい市政をめざしています。

③議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

議長は市議会の代表者です。議長は議場の秩序を保ち、議事を整理して審議を円滑に進めます。また、事務局職員を指揮し、議会運営の事務にあたります。

副議長は、議長が欠けたとき、事故などで不在のときに議長のかわりをつとめます。

④市議会議員

議員は、市内に住んでいる満25歳以上で被選挙権のある人の中から、4年ごとの選挙により選ばれています。松江市議会の議員の定数は31人で任期は4年です。

現在の議員の任期は令和7年4月24日から令和11年4月23日までとなっています。

<会派構成>

誠政松江	志翔の会	民主ネットワーク
12人	6人	4人
公明クラブ	共産党市議団	地方財政勉強会
4人	3人	2人

市議会のしごと

①議決

市長や議員から出された議案などを審議して、市議会の意思を決めることを議決といいます。

議決する主なものは、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、市が結ぶ重要な契約（1億5千万円以上の工事又は製造の請負）、財産の取得・処分（2千万円以上の動産、不動産（土地は1件5千㎡以上）又は不動産の信託の受益権の売買）などです。

②選挙、選任・任命同意

市議会は、議長や副議長、選挙管理委員などを選挙で選びます。また、市長が副市長や監査委員を選任するとき、及び教育委員を任命するときなどに同意するか否かを決めます。

③市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうかをチェックすることも市議会の大切な仕事のひとつです。本会議で一般質問を行ったり、委員会で報告を受けて質問し、問題点を指摘したりして、市政をチェックしています。

そのほか、市の事務に関する調査を行うこともできますが、この場合は重要なことがらなので、議決をしなければおこなうことができません。（地方自治法第100条調査権）

④意見書・要望書の提出と決議

市民の生活にかかわる重大な問題であっても、それが国や県の仕事であるため、市だけでは解決できないこともあります。

このようなときには、市議会から関係機関に対して意見書や要望書を提出して積極的な解決を求めています。また、議会の意思表示として決議をおこなうこともあります。

⑤議会事務局

議会事務局は議長の指示によって、市議会が十分に活動できるよう、議会運営の事務、会議録の調整、調査などをおこなっています。

会議のあらまし

①定例会と臨時会

市議会には定例会と臨時会があります。

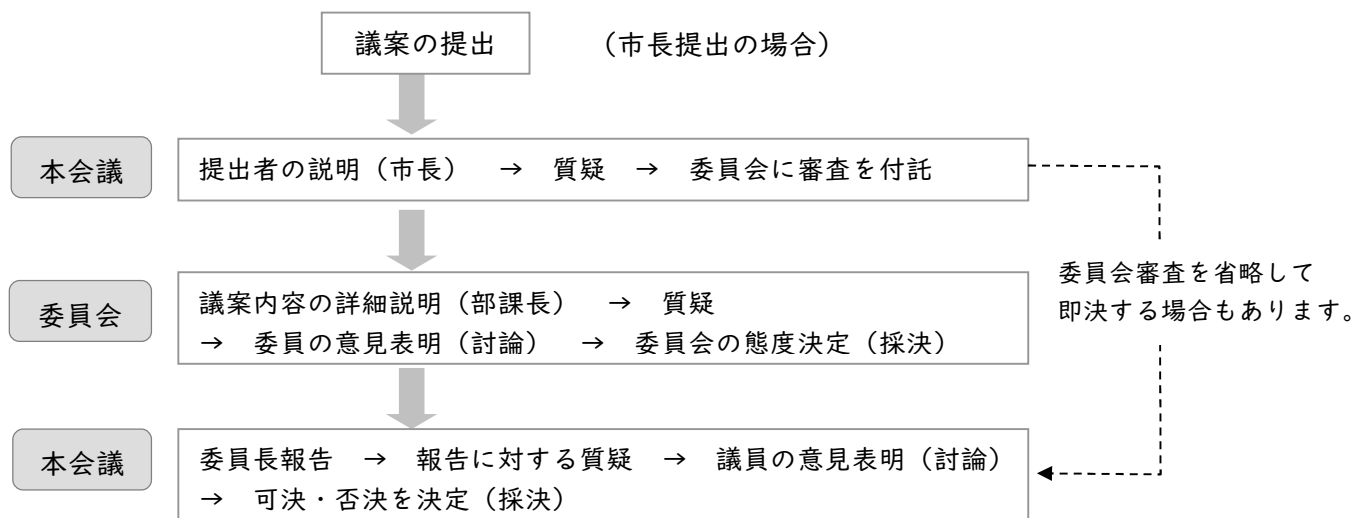
定例会は年4回（2月又は3月、6月、9月、11月又は12月）開かれ、臨時会は必要に応じて開かれます。

②議案が成立するまで

条例、予算、契約などの議案の決定は、次のような順序で行われます。

通常、議案は本会議に提出され、そのあと委員会で専門的に話し合われます。市議会で取り扱う問題は数多く、内容も幅広い分野にわたっていますので、これらをいくつかの部門に分けて、専門的、能率的に審査するために委員会を設けています。委員会には、常に設置されている常任委員会と、必要に応じて設置される特別委員会とがあります。

委員会の審査が終わると、委員長はその結果を議長に報告し、本会議で最終的な議決を行います。



現在5つの常任委員会、4つの特別委員会と議会運営委員会が設置されているほか、9月定例会には一般会計決算・特別会計決算・企業会計決算を審査する決算特別委員会が設置されます。

【常任委員会】	【特別委員会】
総務委員会	島根原子力発電対策特別委員会
教育民生委員会	公共交通対策特別委員会
経済委員会	土地利用制度調査特別委員会
建設環境委員会	市街地整備対策特別委員会
予算委員会	決算特別委員会

市民の皆さんと市議会

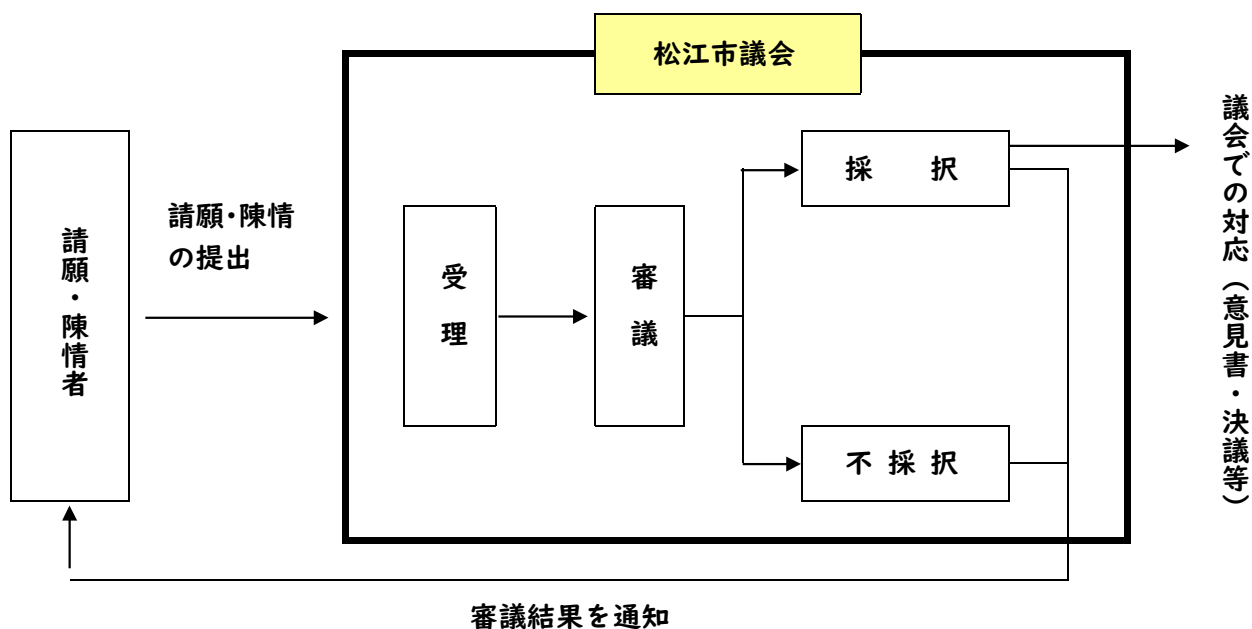
① 請願と陳情

市民の皆さんが日頃考えている意見や要望を誰でも市議会に出すことができます。これを請願(せいがん)・陳情(ちんじょう)といいます。議員の紹介があるものが請願、ないものが陳情です。

議会に出された請願・陳情は、所管の委員会で審査され、その後本会議で採択か不採択かが最終的に決められます。ただし、陳情の場合、内容によっては議会運営委員会でその取り扱いを協議する場合があります。

本会議で請願・陳情を採択すると、市長等にその実現を要請したり関係機関に意見書を提出したりします。

② 請願・陳情審議の流れ



市議会に関する情報は・・・

市議会に関する詳しい情報や、本会議や予算、決算特別委員会の記録、一般質問の映像などについては、ホームページ等で公開しております。

まつえ市議会だよりも年4回(6月、9月、12月、3月)発行し、議会の最新情報をお届けしておりますのでどうぞご覧ください。



【松江市議会ホームページ】



【まつえ市議会だより】

令和7年 松江市議会活動報告

(1) 議会の開催と会期

	会期		本会議日数	会議時間	
R7 第1回臨時会	1月27日	～ 1月27日	1日間	1日	07分
R7 第2回定例会	2月25日	～ 3月19日	23日間	5日	19時間 48分
R7 第3回臨時会	5月15日	～ 5月15日	1日間	1日	1時間 19分
R7 第4回定例会	6月17日	～ 7月8日	22日間	5日	17時間 09分
R7 第5回定例会	9月9日	～ 10月7日	29日間	5日	16時間 23分
R7 第6回定例会	12月2日	～ 12月23日	22日間	5日	20時間 31分
計			98日間	22日	75時間 17分

(2) 常任委員会及び特別委員会等の開催状況

区分	委員会	開催数			
		定例会	臨時会	会期外	計
常任委員会	総務委員会	6	1	0	7
	教育民生委員会	7	1	0	8
	経済委員会	6	1	0	7
	建設環境委員会	10	1	0	11
	予算委員会（全体会）	6	2	0	8
	総務分科会	5	0	0	5
	教育民生分科会	6	0	0	6
	経済分科会	5	0	0	5
	建設環境分科会	5	0	0	5
議会運営委員会		11	3	8	22
特別委員会	決算特別委員会（全体会）	3	0	0	3
	総務分科会	2	0	0	2
	教育民生分科会	2	0	0	2
	経済分科会	2	0	0	2
	建設環境分科会	2	0	0	2
	宍道湖・中海問題等対策特別委員会	0	0	1	1
	島根原子力発電対策特別委員会	2	1	1	4
	総合交通対策特別委員会	0	0	0	0
	まちづくり対策特別委員会	0	0	1	1
	新庁舎建設特別委員会	0	0	1	1
	公共交通対策特別委員会	3	1	0	4
	土地利用制度調査特別委員会	0	1	0	1
	市街地整備対策特別委員会	0	1	0	1
調整議の又は	全員協議会	9	3	1	13
	議会広報等委員会	0	1	12	13
計		63	17	25	105

※合計には予算委員会各分科会、決算特別委員会各分科会の開催数は含まない。

④その他（諮問）

	提出件数		議決結果		
	諮問	計	可決	否決	計
R7 第1回臨時会	0	0	0	0	0
R7 第2回定例会	1	1	1	0	1
R7 第3回臨時会	0	0	0	0	0
R7 第4回定例会	0	0	0	0	0
R7 第5回定例会	1	1	1	0	1
R7 第6回定例会	0	0	0	0	0
計	2	2	2	0	2

⑤請願・陳情

		件数			議決結果			取り下げ	次年へ継続	備考
		前年継続か	新規	計	採択	不採択	計			
R7 第1回臨時会	請願	0	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	0	0	0	0	0	0	0	-	
R7 第2回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	2	2	0	2	2	0	-	
R7 第3回臨時会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	0	0	0	0	0	0	-	
R7 第4回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	2	2	0	2	2	0	-	
R7 第5回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	新規受理の陳情1件は継続審査と決定した。
	陳情	-	1	1	0	0	0	0	-	
R7 第6回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	0	R7第5回定例会で継続審査となった陳情1件は不採択と決定した。
	陳情	-	2	2	0	3	3	0	0	
計	請願	0	0	0	0	0	0	0	0	
	陳情	0	7	7	0	7	7	0	0	